



第12回 営業秘密の保護  
不正競争防止法による知的財産の保護

# 技術開発と法

アップル(スティーブ・ジョブズ)

の活動から学ぶ・・・

遠山 勉

# 【授業計画】

- 第1回 技術開発をめぐる法律の全体像
- 第2回 特許法の概要
- 第3回 特許法の保護対象(発明:特にプログラムについて)
- 第4回 特許の要件(実体的要件)
- 第5回 権利主体と特許取得手続
- 第6回 特許権の効力(1)
- 第7回 特許権の効力(2)
- 第8回 知的財産保護の国際的  
制度
- 第9回・第10回 著作権法の基礎知識、カラオケ法理、著作権法2009年改正(6月7日)
- 第11回 ライセンス契約による知的財産管理(6月21日)
- 第12回 営業秘密の法的保護(6月28日)
- 第13回 職務として知的財産を開発する際の法規制(7月5日)
- 第14回 知的財産戦略、第15回 ウェブサイト開設に伴う問題(7月12日)
- 最終回 到達度確認試験(7月26日)

# 不正競争行為の類型

- 周知表示混同惹起行為
- 著名表示冒用行為
- 商品形態模倣行為
- 営業秘密不正行為
- コンテンツ技術的制限手段解除機器等提供行為
- ドメイン名不正登録行為
- 原産地等誤認惹起行為
- 競争者営業誹謗行為
- 代理人等商標冒用行為

# 救済

---

- 民事上の救済
  - 差止請求権
  - 損害賠償請求権
  - 信用回復措置請求権
- 刑事罰

# 営業秘密不正行為

- 企業秘密の内、すべてが営業秘密として保護されるわけではない
- 不正競争防止法 二条6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。
- 営業秘密といえるためには、
  1. 秘密管理性：秘密として管理されていること
  2. 有用性：事業活動に有用な技術上または営業上の情報であること
  3. 非公知性：公然と知られていないこと

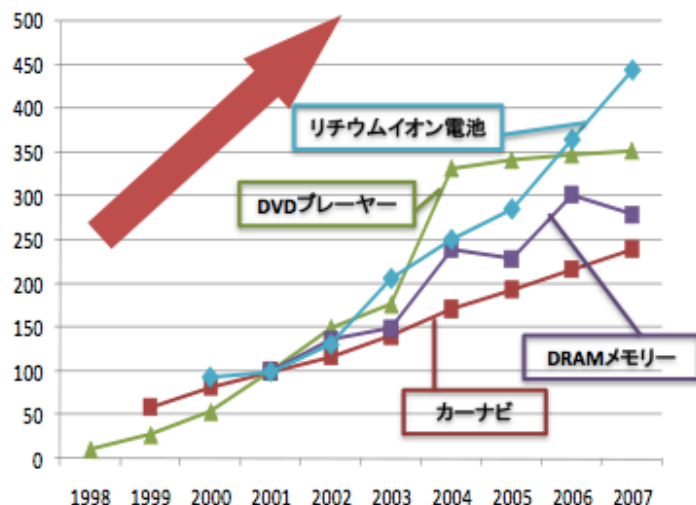
# 日本の産業を巡る現状と課題

平成22年2月 経済産業省

世界市場の伸びに伴い、日本のシェアが急速に縮小

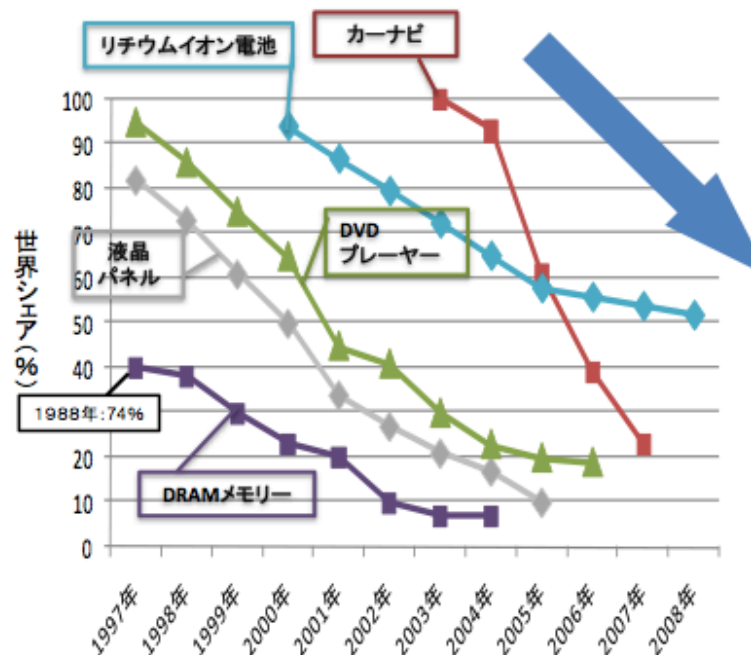
⇒ 特定企業や特定製品の問題ではなく、日本企業のビジネスモデルの問題

世界市場の伸び  
(2001年を100とした場合)



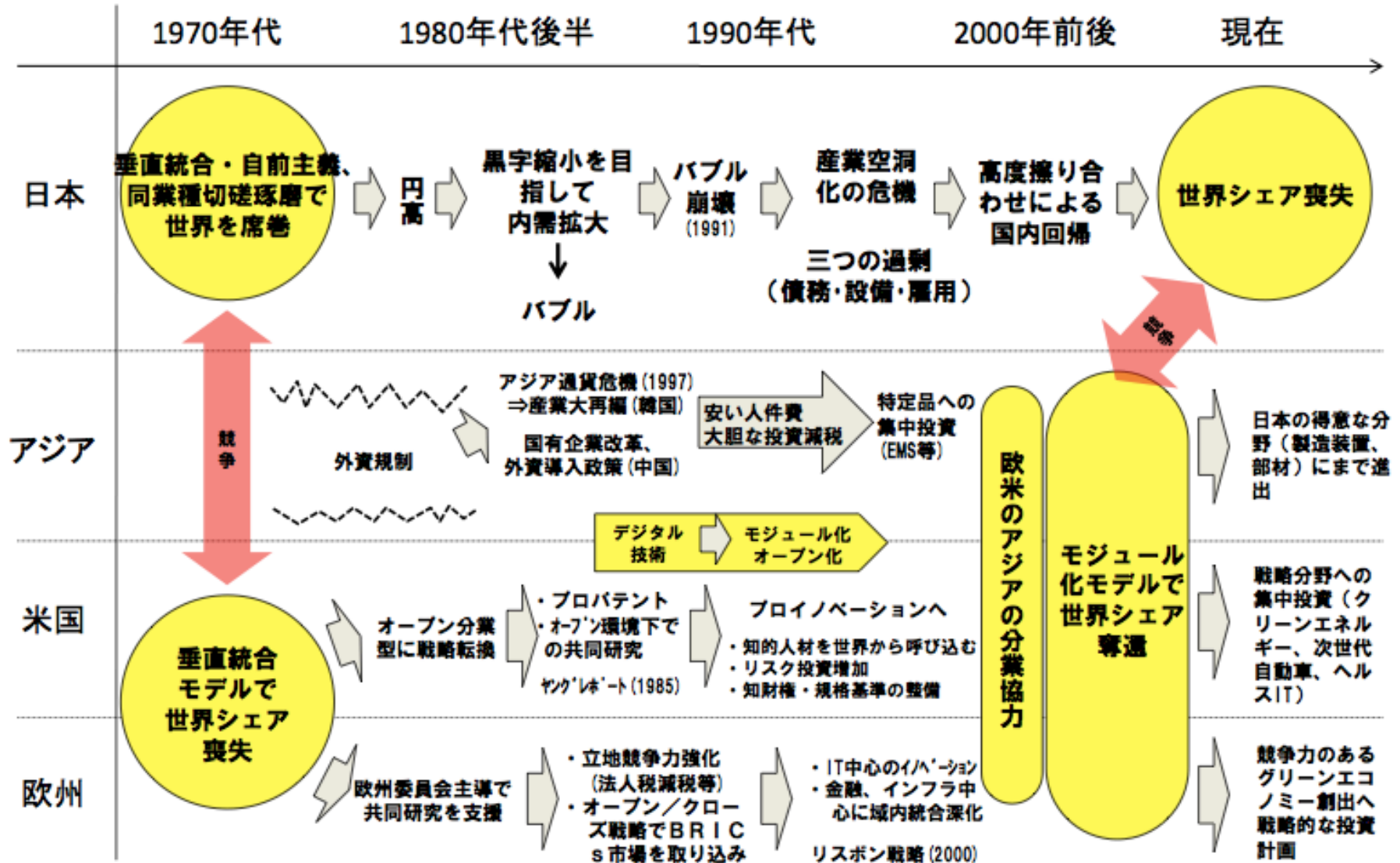
出所 DVDレコーダー : JEITA「主要電子機器の世界生産状況」  
 DRAMメモリー : WSTS  
 携帯電話 : JEITA「主要電子機器の世界生産状況」  
 リチウムイオン電池 : IT総研資料を加工  
 カーナビ : JEITA「主要電子機器の世界生産状況」

日本の世界市場のシェア



出所 小川純一「プロダクト・イノベーションからビジネス・イノベーションへ」  
 (IAM Discussion Paper Series #1)  
 JEITA「主要電子機器の世界生産状況」  
 IT総研資料を加工

# 世界の付加価値獲得戦略の推移

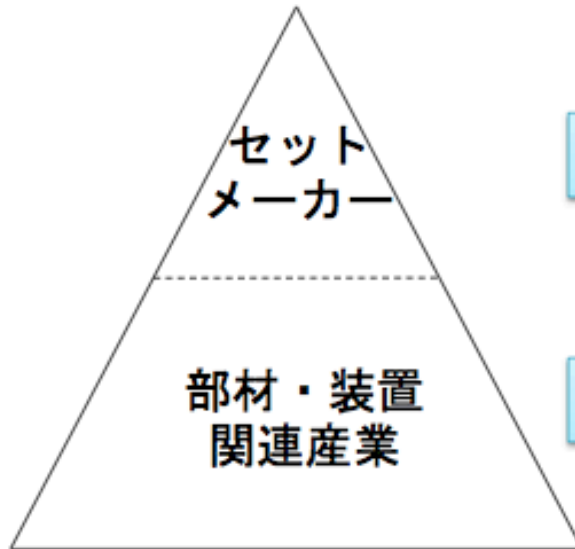


## 日本産業の行き詰まりの構造問題

- 従来モデル(垂直統合自前主義による、商品改良・原価低減モデル)の限界。

### <従来>

<ピラミッド構造垂直統合・自前主義モデル>  
[セットメーカー]：擦り合わせの生産性向上で、同業種間切磋琢磨。  
[部品・製造装置メーカー]：強いセットメーカーに鍛えられて、ともに発展。



### <現在>

- ①世界のビジネスモデルの変化。
- ②成長新興国への対応についていけず、世界市場のシェアを喪失。

新興国企業との果てしない生産コスト競争により疲弊。賃金低迷。セットメーカーが負けると、一周遅れで共倒れのおそれ。



# 原因1・・・製品アーキテクチャの転換

- インテグラル型（摺り合わせ型）から
  - 部品と機能との相互依存が非常に強く、部品の単純組み合わせでは完成品の機能を再現できない
  - 代表例・・・自動車
- モジュラー型（組み合わせ型）へ
  - 部品と機能の相互依存性がない（部品の入れ替え自在）
  - 部品の単純組み合わせだけで完成品の機能を再現できる
  - 代表例・・・パソコン

参照：国際標準化と事業戦略：小川紘一（白桃書房）

# 原因2・標準化

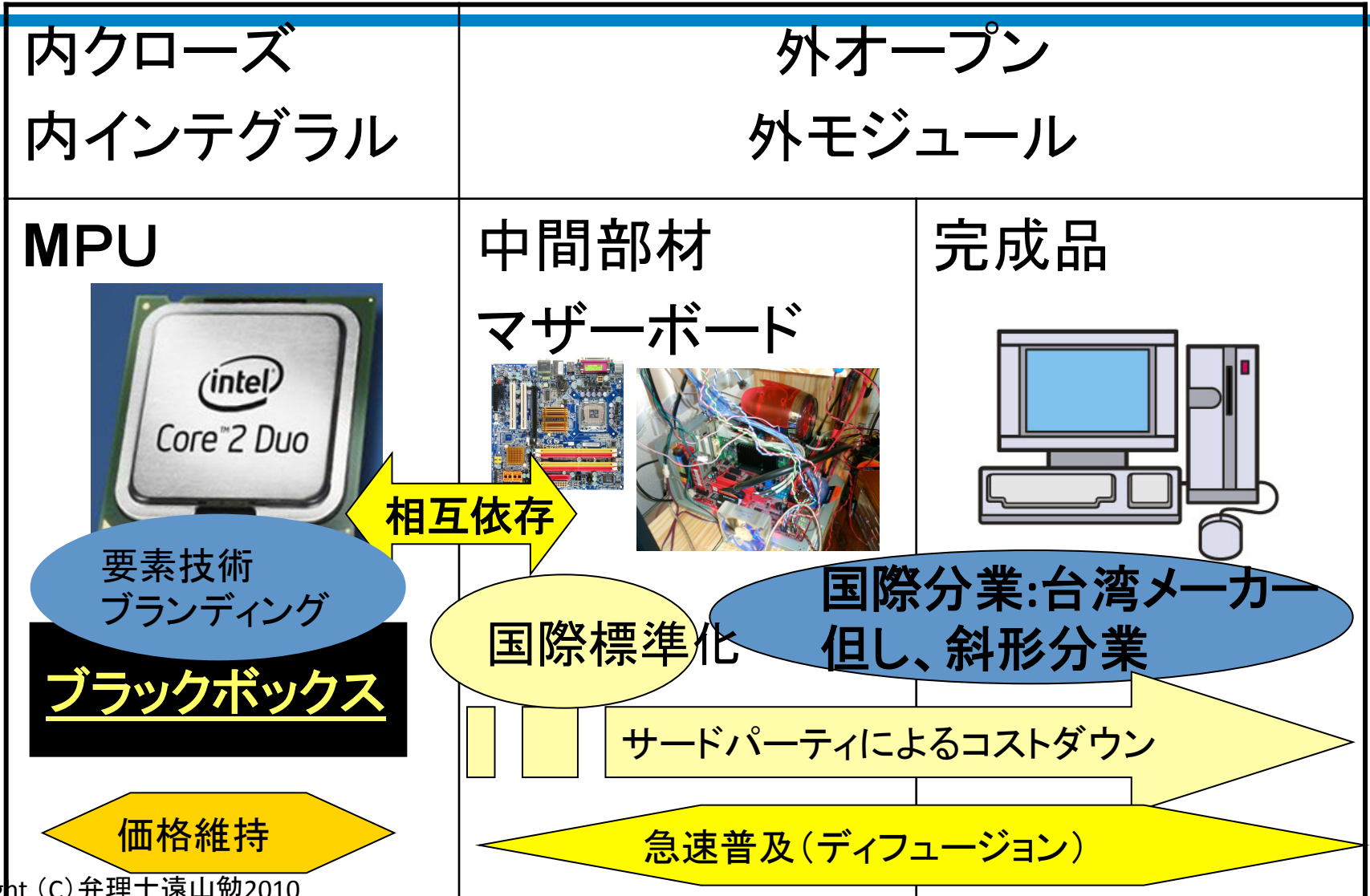
- モジュラー型製品の部品相互間のインターフェイスがオープン環境で標準化
- 標準規格の範囲内で互いの結合公差が無限大・・・部品の入れ替えが自在
- 同じ産業の中で、グローバルなサプライチェーンがオープン環境で瞬時に生まれる
- 比較優位の国際分業・取引コストゼロに近い経営環境が生まれる

# 製品アーキテクチャの転換と 標準化のパターン

標準化 パターン	内部環境 基幹部品 基幹材料	インター フェイス	外部環境	
			中間部材	外部部材
第1	<u>インテグラル</u> クローズ	オープン		オープン
第2	<u>インテグラル</u> クローズ	オープン	<u>モジュール</u> オープン	<u>モジュール</u> オープン
第3	オープン <u>インテグラル</u> <u>モジュール</u>	オープン		<u>モジュール</u> オープン
第4	第3のパターン＋共創による新市場創出			

# インテル・インサイド モデル

参考:「技術力で勝る日本が、なぜ事業で負けるのか・・・」妹尾堅一郎教授(ダイヤモンド社)



# オープンかクローズか

---

- 何を秘密とするか
  - 問題点、秘密を保持する手段は？
  
- 何を公開するのか

# 営業秘密不正行為(類型1～3)

- 第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
- 四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為(以下「不正取得行為」という。)又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為(秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。)

五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

# 営業秘密不正行為(類型4～6)

- 七 営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 八 その営業秘密について不正開示行為(前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。)

であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

# 営業秘密管理指針（経済産業省）

---

- 営業秘密管理指針の概要
- <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/2012gaiyou.pdf>
- 営業秘密管理指針
- <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/111216hontai.pdf>



## 改正不正競争防止法の概要

事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るため、営業秘密の刑事的保護について、その対象範囲の拡大等の措置を講ずる。

### 1. 近年多発する営業秘密の流出

#### ①<外国政府によるデュアル・ユース技術の不正取得>

従業者が、当該企業の営業秘密を、外国の元在日通商代表部に不正に開示したが、競業目的が認められなかった。

#### ②<従業員による機密情報の不正な持ち出し>

従業者が、当該企業が秘密管理する重要データを、無断で貸与PCに入れて持ち出していた。データ量等からすれば、第三者への開示目的が明らかであったが、外部への送信(使用・開示行為)について証拠を得ることができなかった。

#### ③<先注元企業による中小企業からのノウハウの取り上げ>

ある中小企業が、大手企業から業務提携を前提として試作品を提供してほしい旨の申出を受け、試作品とその設計図面を提供したところ、大手企業がその複製の作成をし、自社の製品として勝手に製品化をしてしまった。

### 2. 改正前の制度とその問題点について

#### <改正前不正競争防止法の概要>

○ 原則として、事業者の保有する営業秘密を、「不正の競争の目的」で、不正な手段で取得し、「自ら使用したり、第三者に開示する行為」を、「営業秘密侵害罪」として、懲役10年・罰金1000万円を科している。

#### <問題点>

○ 「不正の競争の目的」が認められない限り、刑事罰の対象とはならないため、競業関係にない第三者に営業秘密を開示する行為や、単に保有者に損害を加える目的で公衆に開示する行為などが処罰できない。

○ 盗まれた情報の「使用・開示」は、侵害者や競争相手の企業内、あるいは海外で行われるため、その立証は困難を極め、法律が十分な抑止を果たしていない。

### (改正後)

### 3. 主な改正の内容

①企業の競争力の源泉である無形の技術・ノウハウ等の保護強化、②IT化・ネットワーク化の進展への対応、③オープン・イノベーションの促進、の3つの視点から、第171回通常国会において、以下の改正を行った。

#### ●営業秘密侵害罪の目的要件の変更

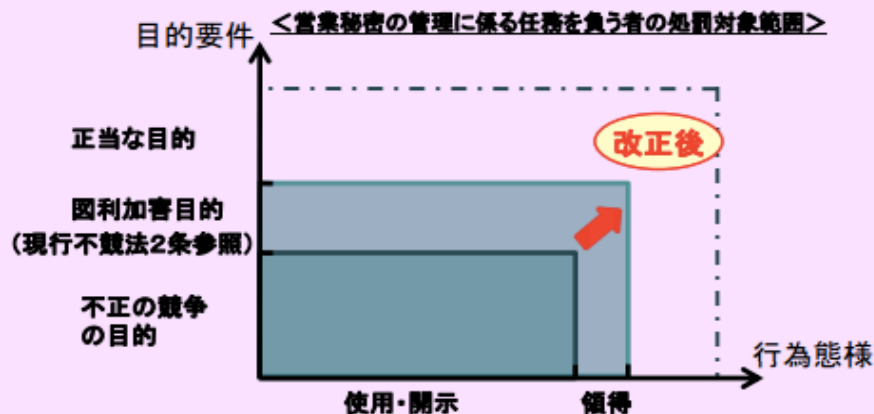
営業秘密侵害罪における「不正の競争の目的」を改め、不正の利益を得たり、保有者に損害を加えたりする目的をもってなされる行為を処罰の対象に含める。

※ 現行不正競争防止法第2条1項7号の「不正競争」の定義においては、既に「図利加害目的」が目的要件として規定されている。

#### ●営業秘密の領得自体への刑事罰の導入

営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密を領得する行為を新たに刑事罰の対象とし、処罰の間隙をなくす。

※ 「営業秘密を領得する行為」とは、コピー禁止の資料を無断でコピーしたり、持出禁止の資料を無断で外部に持ち出す行為等をいう。



# H23年改正不競法

## 「不正競争防止法の一部を改正する法律案」の概要

### 背景

- 平成21年の改正により、営業秘密を侵害した者に対する刑事措置の対象範囲が拡大された際、「刑事訴訟手続において営業秘密の内容が公になることを恐れて被害企業が告訴を躊躇する事態が生じていることにかんがみ、早急に対応すべき」の附帯決議がなされた。
- また、アクセスコントロールを回避し、違法な海賊版ゲーム等を使えるようにする装置が横行し、甚大な被害が生じている(年間約1600億円に上るとの試算あり)。

### 法案の概要

- 営業秘密の適切な保護を図るため、刑事訴訟の過程において営業秘密の内容を保護するための手続を設ける。
- アクセスコントロール回避装置について、規制対象を拡大するとともに、当該装置の提供行為に刑事罰を導入する。

### 措置事項の概要

#### 1. 営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備

- 裁判において、営業秘密の内容を秘匿し、別の呼称を用いることができるものとする。  
(例: 営業秘密の内容が、化学反応を起こす温度である「1300℃」である場合に、これを「X℃」と言い換える)
- 公判期日外の期日において証人等の尋問及び被告人質問を行うことができるものとする。

#### 2. アクセスコントロール回避装置に対する規制強化

- アクセスコントロール回避機能以外の機能を有していても、実質的に、それを回避するために用いられている場合を新たに規制対象に追加する。  
※ 現行法では、アクセスコントロール回避機能「のみ」を有する装置の提供行為が規制の対象
- アクセスコントロールを回避する装置の提供行為について、刑事罰を導入する。  
※ 今国会において、水際規制を導入する関税法改正がなされた

#### 1. 営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備



裁判官等が「この化学反応はX℃で生じる」と言い換え



傍聴人なしで証人尋問等を実施

#### 2. アクセスコントロール回避装置に対する規制強化

##### ● アクセスコントロールの例 (ゲーム機)



(c)2008 Nintendo



(c)2008 Nintendo

正規品:  
可動する



正規ソフト以外の可動を制限する信号を解除。

違法品:  
本来可動しない

# 周知表示混同惹起行為

- 一 他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。)として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

# 著名表示冒用行為

- 二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

# 商品形態模倣行為

- 三 他人の商品の形態(当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
- 適用除外
  - 第19条 五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる行為
  - イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
  - ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者(その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。)がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為



# コンテンツ技術的制限手段 解除機器等提供行為

- 十 営業上用いられている技術的制限手段(他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く。)により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録(以下この号において「影像の視聴等」という。)を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置(当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。)若しくは当該機能を有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。)を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為(当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。)
- 十一 他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録(以下この号において「影像の視聴等」という。)を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置(当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。)若しくは当該機能を有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。)を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為(当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。)

# ドメイン名不正登録行為

- 十二 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。)と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

# 原産地等誤認惹起行為

- 十三 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為



# 競争者営業誹謗行為

---

- 十四 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

# 代理人等商標冒用行為

- 十五 パリ条約(商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第四条第一項第二号に規定するパリ条約をいう。)の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利(商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。)を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であった者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

# 【テキスト・参考文献等】

- 教科書：講義レジュメにしたがって授業を行う(レジュメは配布しないので注意すること)。
- 参考書：
  - 高林龍「標準特許法」有斐閣(第4版) 2011年発行  
¥2,730
  - 中山信弘「特許法」弘文堂(第2版) 2012年発行  
¥4,410
  - 中山信弘「マルチメディアと著作権」(岩波新書)
  - ★知っておきたい特許法 [単行本] 工業所有権法研究グループ (著) 1890円
  - ★スティーブ・ジョブズ I [ハードカバー] ウォルター・アイザックソン (著), 井口 耕二 (翻訳)

# お疲れ様でした

---

- 著作者 弁理士 遠山 勉
- Email :pattom@nifty.com
- 授業の資料はここに
- 知財文化 : <http://www.ne.jp/asahi/patent/toyama/>
- 無断複製・改変・配布を禁じます。

Copyright (C) 2013